随時介護を要する状態		
一　一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が五万二千六百五十円を超えるときは、五万二千六百五十円）	月額二万八千六百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千六百円以下であるときに限る。）		

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第五十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
表七　福島県に所在する専修学校の高等課程	
名称	文部科学大臣が定める日
［略］	［略］
アイシービジネス専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科	平成七年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
［略］	［略］
磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科	平成二年十月一日

改正前	
表七　福島県に所在する専修学校の高等課程	
名称	文部科学大臣が定める日
［同上］	［同上］
アイシービジネス専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科	平成七年四月一日
［同上］	［同上］
磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科	平成二年十月一日